



県章

山形県公報

令和6年7月9日(火)

号 外 (18)

目 次

条 例

○山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(人 事 課) … 6
○山形県手数料条例の一部を改正する条例……………	(財 政 課) … 7
○山形県県税条例等の一部を改正する条例……………	(税 政 課) … 8
○山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の 一部を改正する条例……………	(同) … 12
○山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例の一 部を改正する条例……………	(同) … 13
○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………	(市 町 村 課) … 同
○山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部 を改正する条例……………	(D X 推進課) … 同
○山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例……………	(みどり自然課) … 14
○山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する 条例……………	(子ども成育支援課) … 16
○山形県青少年健全育成条例等の一部を改正する条例……………	(健康福祉企画課) … 同
○山形県笑いで健康づくり推進条例……………	(がん対策・健康長寿日本一推進課) … 同
○山形県誰もががんと知り、県民みんなのがんの克 服を目指す条例の一部を改正する条例……………	(同) … 17
○山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例……………	(教 育 局) … 18

この号で公布された条例のあらまし

◇ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第49号) (人事課)

- 職員等が、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業に従事した場合に、公共土木施設等災害応急作業に従事する職員等の特殊勤務手当を支給することとし、その額を定めることとした。(改正後の第13条第1項第3号関係)
- 公共土木施設等災害応急作業に従事する職員等の特殊勤務手当の額を改定するとともに、噴火により重大な災害が発生した場合等において、警戒区域等で行う災害状況の調査等の作業が夜間に行われた場合の当該手当の額は、通常支給されるべき額に、その100分の50に相当する額を加算した額とすることとした。(第13条第2項及び第3項関係)
- 警察職員の特殊勤務手当のうち災害応急作業等手当の額を改定するとともに、災害警備、遭難救助等の作業が夜間に行われた場合の当該手当の額は、通常支給されるべき額に、その100

分の50に相当する額を加算した額とすることとした。（第14条第2項の表第14号関係）

- 4 この条例は、公布の日から施行し、3に関する改正規定による改正後の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の規定は令和6年1月8日から、1及び2に関する改正規定による改正後の同条例の規定（一部の規定を除く。）は同年4月29日から適用することとした。

◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第50号）（財政課）

- 1 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇ 山形県県税条例等の一部を改正する条例（県条例第51号）（税政課）

1 県民税

- (1) 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする等の措置を講ずることとした。（第34条の3第1項第3号及び改正条例第1条の規定による改正後の附則第3条の2関係）
- (2) 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産について生ずる所得について、公益信託の委託者等が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなすこととする特例措置を廃止することとした。（改正条例第1条の規定による改正前の附則第3条の2関係）

2 事業税

- (1) 所得等課税法人以外の法人で資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）が1億円以下のもの等のうち次に掲げる法人に該当するものについて、外形標準課税の対象法人とすることとした。（第49条第1項第1号関係）
- イ 特定法人（払込資本の額が50億円を超える法人及び相互会社等をいう。以下同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人のうち払込資本の額（令和6年3月30日以後に当該法人が一定の配当等をしたときは、当該配当等により減少した払込資本の額を加算した額。ロにおいて同じ。）が2億円を超えるもの
- ロ 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額が2億円を超えるもの（イに掲げる法人を除く。）
- (2) 当分の間、所得等課税法人以外の法人で資本金が1億円以下のもののうち、前事業年度の事業税について外形標準課税の対象法人に該当したものであって、払込資本の額が10億円を超えるものについて、外形標準課税の対象法人とすることとした。（改正条例第1条の規定による改正後の附則第7条の5関係）
- (3) 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年法律第45号）の施行の日から令和9年3月31日までの間に産業競争力強化法第24条の2第1項に規定する特別事業再編計画について認定を受けた認定特別事業再編事業者である法人が、他の法人の株式等の取得等をした場合において、当該他の法人及び当該認定特別事業再編事業者が当該特別事業再編計画の認定の申請の日前5年以内に株式等の取得等をした一定の他の法人のうち資本金1億円以下のもの等について、(1)のイ又はロに掲げる法人に該当する場合であっても、取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度分の事業税に限り、外形標準課税の対象外である法人とすることとした。（改正条例第2条の規定による改正後の附則第7条の6関係）
- (4) 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の委託者等は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみなすこととする特例措置を廃止することとした。（改正条例

第1条の規定による改正前の附則第8条関係)

3 地方消費税

- (1) 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産に係る取引については、その受託者に対し、当該受託者の固定資産に係る取引とは区別して地方消費税を課する等の措置を講ずることとした。（第67条の3第1項、第67条の3の2及び改正条例第1条の規定による改正前の附則第13条の6の2関係）
- (2) 国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供のうち、国税庁長官の指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなすこととした。（改正条例第1条の規定による改正後の第67条の3の3関係）

4 軽油引取税

船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、専らレクリエーションの用に供する船舶を適用対象から除外することとした。（附則第15条の2の3第1項第1号関係）

5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、次に掲げる改正は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

- (1) 2の(2)及び4の改正 令和7年4月1日
- (2) 2の(1)及び(3)の改正 令和8年4月1日
- (3) 1の(2)、2の(4)及び3の(1)の改正 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日
- (4) 1の(1)の改正 (3)に掲げる改正の施行の日の属する年の翌年の1月1日

◇ 山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第52号）（税政課）

- 1 地方活力向上地域内における事業税の課税免除の適用対象となる事業者が、地域再生法（以下「法」という。）第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けるべき期限を、令和8年3月31日まで延長するとともに、課税免除の対象とするための減価償却資産の取得価額の算定に係る当該資産に法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設（以下「特定業務児童福祉施設」という。）のうち同号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）の新設に併せて整備されるものの用に供するものを含めることとした。（第2条第1号関係）
- 2 地方活力向上地域内における不動産取得税の課税免除又は不均一課税の適用対象となる事業者が、特定業務施設整備計画の認定を受けるべき期限を、令和8年3月31日まで延長するとともに、課税免除又は不均一課税の対象となる設備に特定業務児童福祉施設のうち特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を追加することとした。（第2条第2号及び第2条の2関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行し、1及び2に関する改正規定による改正後の山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の規定（これらの規定中特定業務児童福祉施設に係る部分を除く。）は、令和6年4月1日から適用することとした。

◇ 山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例の一部を改正する条例（県条例第53号）（税政課）

- 1 過疎地域内における事業税の課税免除の適用期間を令和9年3月31日まで延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、1に関する改正規定による改正後の山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例の規定は、令和6年4月1日から適用することとした。

◇ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（県条例第54号）（市町村課）
住民基本台帳法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

- ◇ 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（県条例第55号）（DX推進課）
- 1 県の執行機関が個人番号の利用を行うことができる事務の範囲を拡大することとした。（別表第1第5項関係）
 - 2 県の執行機関が利用することができる特定個人情報の範囲を拡大することとした。（別表第2第2項及び第5項関係）
- ◇ 山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例（県条例第56号）（みどり自然課）
- 1 この条例は、鳥獣被害防止対策の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び関係団体の役割を明らかにするとともに、鳥獣被害防止対策の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、鳥獣被害防止対策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民と野生鳥獣との共存及び県民の良好な生活環境の確保を図り、活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とすることとした。（第1条関係）
 - 2 鳥獣被害防止対策に関する基本理念を定めることとした。（第3条関係）
 - 3 県の責務並びに県民及び関係団体の役割について定めることとした。（第4条～第6条関係）
 - 4 鳥獣被害防止対策等の推進に関する施策について、次のとおり定めることとした。（第7条～第10条関係）
 - (1) 鳥獣被害防止対策の推進
 - (2) 適正管理の推進
 - (3) 有効利用の推進
 - (4) 調査研究、普及啓発等
 - 5 県は、鳥獣被害防止対策等の推進について顕著な功績があると認められる者の顕彰に努めることとした。（第11条関係）
 - 6 県は、鳥獣被害防止対策等を推進するために必要な財源上の措置を講ずるよう努めることとした。（第12条関係）
 - 7 知事は、毎年度、県の鳥獣被害防止対策の実施状況を公表することとした。（第13条関係）
- ◇ 山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（県条例第57号）（子ども育成支援課）
- 認定こども園の認定の要件のうち、認定こども園に置く保育に従事する者の人数に係るものについて、満3歳以上満4歳に満たない子どもにあってはおおむね15人につき1人以上と、満4歳以上の子どもにあってはおおむね25人につき1人以上とすることとした。
- ◇ 山形県青少年健全育成条例等の一部を改正する条例（県条例第58号）（健康福祉企画課）
- 1 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。
- ◇ 山形県笑いで健康づくり推進条例（県条例第59号）（がん対策・健康長寿日本一推進課）
- 1 この条例は、笑いによる心身の健康づくりの推進に関し、県民笑いで健康づくり推進の日を設けるとともに、県、事業者及び県民の役割を明らかにすることにより、明るく健康的な県民生活の実現に寄与することを目的とすることとした。（第1条関係）
 - 2 笑いによる心身の健康づくりについて、県民の関心と理解を深めるとともに、笑いによる心身の健康づくりへの取組が積極的に行われるようにするため、県民笑いで健康づくり推進の日を設けることとした。（第2条関係）
 - 3 県、事業者及び県民の役割を定めることとした。（第3条～第5条関係）
 - 4 県、事業者及び県民は、この条例の実施に当たっては、個人の意思を尊重し、及びその置かれている状況に配慮することとした。（第6条関係）
- ◇ 山形県誰もががんを知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例の一部を改正する条例（県条例第60号）（がん対策・健康長寿日本一推進課）

がん医療の充実等のための施策に係るがん診療連携拠点病院等に地域がん診療病院を追加することとした。

◇ 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例 （県条例第61号） （教育局）

- 1 山形県立米沢工業高等学校及び山形県立米沢商業高等学校を統合し、山形県立米沢鶴城高等学校を新設することとした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第49号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第21号中「公共土木施設等災害応急作業」を「災害応急作業等」に改める。

第5条第1項中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改める。

第13条の見出し及び同条第1項中「公共土木施設等災害応急作業」を「災害応急作業等」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業

第13条第2項中「とする」を「（大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、当該作業に従事した日1日につき1,080円）とする」に改め、同項第3号中「前項第3号」を「前項第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前項第3号の作業 作業に従事した日1日につき710円

第13条第3項第1号中「又は同項第3号の作業のうち同項第1号に掲げる作業に相当する作業」を「、同項第2号の作業又は同項第4号の作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）」に、「前項第1号又は第3号」を「前項」に改め、同項第2号中「第1項各号の作業」を「第1項第1号の作業、同項第2号の作業又は同項第4号の作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）」に、「前項各号」を「前項」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 第1項第3号の作業又は同項第4号の作業のうち同項第3号に掲げる作業に相当する作業が深夜において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

第14条第2項の表第14号を次のように改める。

(14) 災害応急作業等手当	イ 警察職員が異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備又は遭難救助の作業その他これらの作業に相当する作業で人事委員会規則で定めるものに従事した場合（同一の日に口から二までに掲げる作業に従事した場合を除く。）	作業に従事した日1日につき 840円 （夜間における作業に従事した場合にあつては1,260円）
----------------	---	---

ロ 警察職員がイに掲げる作業のうち大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る作業に従事した場合（同一の日にハ及びニに掲げる作業に従事した場合を除く。）	同 1,080円 （夜間における作業に従事した場合にあつては1,620円）
ハ 警察職員がイに掲げる作業のうち人事委員会規則で定める著しく危険な作業又は人事委員会規則で定める著しく危険な区域における作業に従事した場合（同一の日にニに掲げる作業に従事した場合を除く。）	同 1,680円
ニ 警察職員がロに掲げる作業のうち人事委員会規則で定める著しく危険な作業又は人事委員会規則で定める著しく危険な区域における作業に従事した場合	同 2,160円

第20条の2の見出し中「公共土木施設等災害応急作業」を「災害応急作業等」に、「職員」を「職員等」に改め、同条第1項中「公共土木施設等災害応急作業」を「災害応急作業等」に、「職員の」を「職員等の」に改め、同条第4項中「職員」を「職員等」に、「公共土木施設等災害応急作業」を「災害応急作業等」に、「同条第2項各号」を「同条第2項」に改め、同条第5項中「同項に定める人事委員会規則で定める著しく危険な作業又は人事委員会規則で定める著しく危険な区域」を「同表第14号イ（大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、同号ロ）の右欄に掲げる手当の額であつて夜間」に改める。

附則第3項の前の見出し中「公共土木施設等災害応急作業」を「災害応急作業等」に、「職員」を「職員等」に改め、同項中「公共土木施設等災害応急作業」を「災害応急作業等」に、「職員の」を「職員等の」に改める。

附則第6項中「公共土木施設等災害応急作業」を「災害応急作業等」に、「職員」を「職員等」に改める。

附則第7項中「職員」を「職員等」に、「公共土木施設等災害応急作業」を「災害応急作業等」に、「同条第2項各号（第2号を除く。）」を「同条第2項」に改める。

附則第8項中「同項に定める人事委員会規則で定める著しく危険な作業又は人事委員会規則で定める著しく危険な区域」を「同表第14号イ（大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、同号ロ）の右欄に掲げる手当の額であつて夜間」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第14条第2項の表第14号の規定は令和6年1月8日から、改正後の条例第13条第1項第3号、第2項（第1号、第2号及び第4号を除く。）及び第3項第3号の規定は同年4月29日から適用する。
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第50号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第143号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許の」を「大麻草採取栽培者免許の」に、「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同項第144号中「大麻取締法第10条第5項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に、「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同項第145号中「大麻取締法第10条第6項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者免許証の」に、「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正法附則第6条の規定によりこの条例の施行の日前にされた改正法第1条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の免許の申請に係るこの条例による改正前の第2条第1項第143号の規定の適用については、同号中「大麻取締法」とあるのは「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）附則第6条の規定により同法の施行の日前においても行うことができるとされる同法第1条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律」と、「大麻取扱者免許の」とあるのは「大麻草採取栽培者免許の」と、「大麻取扱者免許申請手数料」とあるのは「大麻草採取栽培者免許申請手数料」とする。
- 3 改正法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の大麻取締法第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更及び同条第6項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

山形県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第51号**山形県県税条例等の一部を改正する条例**

（山形県県税条例の一部改正）

第1条 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号中「及び次項」を「、次項及び第67条の3の3」に改める。

第34条の3第1項第3号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。以下この号において同じ。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金及び」に改め、同号ロ中「公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条」を「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号」に、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

第49条第1項第1号ロ中「並びにこれらの法人」を「（以下この号において「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人」に、「有しないもの」を「有しないもの（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）」に改め、同号ロに次のように加える。

- （イ）法第72条の2第1項第1号ロ(1)に規定する特定法人（以下この号において「特定法人」という。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第2条第12号の7

の6に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある法人のうち法第72条の2第1項第1号ロ(1)に規定する払込資本の額（以下この号において「払込資本の額」という。）（令和6年3月30日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合その他施行令第10条の4第1項に規定する場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち施行令第10条の5に規定する額の減少に伴うものに限る。以下この号において同じ。）又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの

- (ロ) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（令和6年3月30日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下この号において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他施行令第10条の4第2項に規定する場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの（(イ)に掲げる法人を除く。）

第67条の2中「事業所統計」を「経済構造統計（施行規則第7条の2第1項に規定するものに限る。）」に改める。

第67条の3第1項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第67条の3の2の見出し中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第1項中「以下この条において同じ。）の受託者」を「）又は公益信託（同法第12条第4項第2号に規定する公益信託をいう。）（以下この条において「法人課税信託等」という。）の受託者」に、「法人課税信託の信託資産等」を「法人課税信託等の信託資産等」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用）

第67条の3の3 消費税法第2条第1項第4号の2に規定する国外事業者が国内において行う法第72条の80の3に規定する電気通信利用役務の提供（以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。）が消費税法第15条の2第1項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者（以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。）を介して収受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。

第67条の12第1項中「事業所統計」を「経済構造統計（施行規則第7条の2の15第1項に規定するものに限る。）」に改める。

第141条の2第1項中「第11条の9第1項」を「第11条の10第1項」に改める。

附則第3条の2を削る。

附則第3条の2の2中「第10項」を「第12項」に、「第11項」を「第13項」に、「同条第12項」を「同条第14項」に、「この条」を「この項」に、「法人を含む」を「者を含む。次項において同じ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定の適用を受ける公益法人等が租税特別措置法第40条第1項第2号に規定する公益信託の受託者である場合において、当該公益信託の受託者が2以上あるときは、当該公益信託

の信託事務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）を前項に規定する個人とみなして同項の規定を適用する。この場合において、当該主宰受託者に課する同項の財産に係る県民税の所得割については、当該主宰受託者以外の受託者は、その県民税の所得割について、連帯納付の責めに任ずる。

附則第3条の2の2を附則第3条の2とする。

附則第5条の4の2第1項第1号中「第19項」を「第21項」に改め、同条第3項中「同条第14項」を「同条第16項」に改める。

附則第7条の4の次に次の1条を加える。

（事業税の納税義務者等の特例）

第7条の5 第49条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号ロ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第6条に規定する金額をいう。）が10億円を超えるものを除く。）」とする。

附則第8条を次のように改める。

第8条 削除

附則第13条の6の2を削る。

附則第15条の2の3第1項第1号中「船舶の使用者」を「船舶（施行令附則第10条の2の2第1項に規定するものを除く。）の使用者」に改め、同項第2号中「附則第10条の2の2第1項」を「附則第10条の2の2第2項」に、「同条第2項」を「同条第3項」に改め、同項第3号中「附則第10条の2の2第3項」を「附則第10条の2の2第4項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同項第4号中「附則第10条の2の2第5項」を「附則第10条の2の2第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改め、同項第5号中「附則第10条の2の2第7項」を「附則第10条の2の2第8項」に改め、同条第2項の表中「附則第10条の2の2第8項」を「附則第10条の2の2第9項」に改め、同条第5項中「附則第10条の2の2第11項」を「附則第10条の2の2第12項」に改める。

附則第21条の3第1項中「第12条の2第2項」を「第12条第2項」に改める。

附則第22条第1項の表中「第19項」を「第21項」に改め、同条第2項中「第6項から第10項までの」を「第7項から第11項までの」に改め、同項の表中「第5項から第9項まで」を「第6項から第10項まで」に、「第6項から第10項まで」を「第7項から第11項まで」に改める。

第2条 山形県県税条例の一部を次のように改正する。

附則第7条の5の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（事業税の納税義務者等の特例）」を付し、同条中「附則第6条」を「附則第5条の7」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第7条の6 法附則第8条の3の4第1項に規定する対象法人（以下この条において「対象法人」という。）及び同項に規定する5年以内株式等取得等法人（以下この条において「5年以内株式等取得等法人」という。）の行う事業に対する第49条第1項の規定の適用については、対象法人又は5年以内株式等取得等法人の取得等の日（法附則第8条の3の4第1項に規定する取得等の日をいう。）を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第24条の3第2項又は第3項の規定により同法第24条の2第1項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第49条第1項第1号ロ(イ)及び(ロ)中「2億円を超えるもの」とあるのは、「2億円を超えるもの（附則第7条の6に規定する対象法人及び同条に規定する5年以内株式等取得等法人を除く。）」とする。

（山形県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 山形県県税条例の一部を改正する条例（平成19年7月県条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中山形県県税条例（以下「県税条例」という。）第141条の2第1項の改正規定並びに県税条例附則第5条の4の2第1項第1号及び第3項、第21条の3第1項並びに第22条第1項及び第2項の改正規定 令和7年1月1日
 - (2) 第1条中県税条例附則第7条の4の次に1条を加える改正規定並びに県税条例附則第15条の2の3第1項、第2項及び第5項の改正規定並びに附則第3項、第4項及び第9項の規定 令和7年4月1日
 - (3) 第1条中県税条例第49条第1項第1号ロの改正規定並びに第2条並びに附則第5項及び第6項の規定 令和8年4月1日
 - (4) 第1条中県税条例第34条の3第1項第3号ロ、第67条の3第1項及び第67条の3の2の改正規定並びに県税条例附則第3条の2を削る改正規定、県税条例附則第3条の2の2を県税条例附則第3条の2とする改正規定、県税条例附則第8条の改正規定及び県税条例附則第13条の6の2を削る改正規定並びに第3条及び附則第8項の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日
 - (5) 第1条中県税条例第34条の3第1項第3号の改正規定（同号ロに係る部分を除く。）並びに県税条例附則第3条の2の2の改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに次項の規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日
- （県民税に関する経過措置）
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前項第5号に掲げる規定による改正後の県税条例第34条の3第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。
（事業税に関する経過措置）
- 3 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の県税条例（以下「7年新条例」という。）附則第7条の5の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、2号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 4 2号施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（令和6年3月30日を含む事業年度の前事業年度の事業税について附則第1項第2号に掲げる規定による改正前の県税条例第49条第1項第1号イに掲げる法人に該当したものであって、同月29日の現況により資本金の額又は出資金の額が1億円以下であると判定され、かつ、同月30日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号ロに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る7年新条例附則第7条の5の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「令和6年3月30日を含む事業年度の開始の日の前日から山形県県税条例等の一部を改正する条例（令和6年7月県条例第51号）附則第4項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。
- 5 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の県税条例（以下「8年新条例」という。）第49条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに附則第7条の5及び第7条の6の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適

用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 6 8年新条例第49条第1項第1号ロ（8年新条例附則第7条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもののうち同号ロ(イ)又は(ロ)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第3条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和8年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号ロに掲げる法人とみなした場合に新法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の3分の2に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和8年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について新法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和9年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の3分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和9年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

（地方消費税に関する経過措置）

- 7 第1条の規定による改正後の県税条例（以下この項において「新条例」という。）第67条の3の3の規定は、令和7年4月1日以後に国内（地方税法の施行地をいう。以下この項において同じ。）において行われる電気通信利用役務の提供（新条例第67条の3の3に規定する電気通信利用役務の提供をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に国内において行われた電気通信利用役務の提供については、なお従前の例による。
- 8 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の県税条例第67条の3第1項及び第67条の3の2の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「4号施行日」という。）以後に効力が生ずる同条第1項に規定する公益信託（公益信託に関する法律附則第4条第1項に規定する移行認可（以下この項において「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、4号施行日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 9 7年新条例附則第15条の2の3第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、2号施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、2号施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第52号

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例（平成28年3月県条例第14号）

の一部を次のように改正する。

第1条中「を新設し」を「及び同号に規定する特定業務児童福祉施設（以下「特定業務児童福祉施設」という。）を新設し」に改める。

第2条第1号中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「の用に供する」を「及び特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する」に改め、同条第2号中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

第2条の2中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び第2条の2の規定（これらの規定中地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設に係る部分を除く。）は、令和6年4月1日から適用する。

山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第53号

山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例の一部を改正する条例

山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例（令和3年7月県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1号の規定は、令和6年4月1日から適用する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第54号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年7月県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第6条第1項中「第30条の44の12」を「第30条の44の13」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第55号

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1第5項並びに別表第2第2項及び第5項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例をここに公布する。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第56号

山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例

山形県は、県土の7割を森林が占める一方で、最上川をはじめとする多くの河川、湖沼、湿地、田園、海浜等、豊かで変化に富んだ生態系があり、狩猟や採集を生業とするマタギ文化の伝統が息づくなど、私たちは、自然との共存を図りながら、豊かな恵みを享受している。

本県では、明治、大正期以後、長らく絶滅したとされてきたイノシシ及びニホンジカの県内全域での急激な分布の回復が見られ、イノシシの生息域の拡大に伴う農作物等への被害が急増する事態となっているほか、県内への侵入の初期段階にあるニホンジカについても生息域の拡大等による影響が懸念されている。加えて、ツキノワグマ、ニホンザルの出没による人的及び物的被害や、カワウやサギ類などの鳥類による農林水産業への被害が継続的に発生している状況にある。

過疎化や高齢化の進行に伴い中山間地域の活力が低下し、耕作放棄地の発生や森林の荒廃などにより、人と野生鳥獣とが棲み分けをするための緩衝帯としての機能や狩猟圧により野生鳥獣を本来の生息域に押し戻す機能が弱まってきていることから、野生鳥獣による農林水産業への被害の発生や人の生活領域への出没につながってきており、人と野生鳥獣とのあつれきをいかにして抑制していくかが課題となっている。

このため、県、市町村、県民等の関係者が相互に連携しながら、生物の多様性を維持しつつ、鳥獣被害防止対策に取り組み、野生鳥獣と共存し、安全で安心な生活環境を実現することを目指して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、鳥獣被害防止対策の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び関係団体の役割を明らかにするとともに、鳥獣被害防止対策の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、鳥獣被害防止対策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民と野生鳥獣との共存及び県民の良好な生活環境の確保を図り、活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定野生鳥獣 カワウ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ムクドリ、アオサギ、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、タヌキ、ハクビシン、ニホンザルその他県民の生命、身体若しくは財産、農林水産業等、県民の良好な生活環境又は生態系に被害を生じさせ、又は生じさせるおそれのある野生鳥獣として規則で定めるものをいう。
- (2) 鳥獣被害防止対策 特定野生鳥獣による被害（特定野生鳥獣による県民の生命、身体若しくは財産、農林水産業等、県民の良好な生活環境又は生態系に係る被害をいう。以下同じ。）の発生を現在及び将来において防止するための施策及び調査研究をいう。
- (3) 適正管理 特定野生鳥獣による被害の防止及び自然環境の保全を図る観点から、特定野生鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。
- (4) 有効利用 捕獲等（特定野生鳥獣の捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）をしたものを食品、飼料、皮革等として有効に利用することをいう。
- (5) 関係団体 鳥獣被害防止対策及び有効利用（以下「鳥獣被害防止対策等」という。）の推進に資する取組を行う団体をいう。

（基本理念）

第3条 鳥獣被害防止対策は、県民の生命又は身体の安全の確保及び財産の保護を基本とし、県民の良好な生活環境の確保及び有効利用による新たな付加価値の創出が地域社会の活力の向上に重要であるとの認識の下に、県、市町村、県民及び関係団体が相互に連携し、及び協力することに

より、生物の多様性に及ぼす影響にも配慮したうえで、地域の特性に応じて持続的かつ実効的に行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条の基本理念にのっとり、特定野生鳥獣の生息の状況、特定野生鳥獣による被害の状況等を把握したうえで、鳥獣被害防止対策等を総合的かつ計画的に実施するとともに、広域的かつ専門的な取組に円滑に対応するため、必要な体制を整備するものとする。

2 県は、鳥獣被害防止対策等を推進するうえで市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

（県民の役割）

第5条 県民は、特定野生鳥獣の習性に関する理解を深めるよう努めるとともに、県、市町村及び関係団体が推進する鳥獣被害防止対策等に協力するよう努めるものとする。

（関係団体の役割）

第6条 関係団体は、特定野生鳥獣による被害の発生の防止、適正管理又は有効利用に寄与する人材の育成、捕獲等に関連する事故の防止、特定野生鳥獣に関する情報の発信その他の鳥獣被害防止対策等に資する取組を行うよう努めるとともに、県及び市町村が推進する鳥獣被害防止対策等に協力するよう努めるものとする。

（鳥獣被害防止対策の推進）

第7条 県は、特定野生鳥獣による被害の発生を防止するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

（1）地域において市町村、県民及び関係団体が行う捕獲等、特定野生鳥獣による被害の防除、県民の日常生活圏と特定野生鳥獣の生息域との分離等による特定野生鳥獣の生息環境の管理及び特定野生鳥獣による被害の発生の防止に寄与する人材の育成への支援

（2）鳥獣被害防止対策に関する専門的な知識及び技術を有する人材の育成

（3）鳥獣被害防止対策の推進に資する施設の整備の促進

（適正管理の推進）

第8条 県は、適正管理を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

（1）特定野生鳥獣の生息の状況等についての科学的知見を踏まえた捕獲等の実施

（2）捕獲等に従事する者の確保及び育成

（3）捕獲等に従事する者への支援

（4）捕獲等に関する専門的な知識及び技術の向上並びに事故の防止のための研修等の実施

（有効利用の推進）

第9条 県は、有効利用の推進に努めるとともに、有効利用による付加価値の向上のための調査研究等に努めるものとする。

（調査研究、普及啓発等）

第10条 県は、鳥獣被害防止対策等を効果的に推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

（1）特定野生鳥獣の習性及び生息の状況、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある特定野生鳥獣に遭遇した場合の対応方法、特定野生鳥獣による被害の状況及び生態系への影響、捕獲等をした特定野生鳥獣の適正な処理方法その他の必要な情報の収集及び提供

（2）大学等の研究機関と連携協力した科学的知見に基づく特定野生鳥獣の生息の状況、適正管理及び特定野生鳥獣による被害の発生の防止に関する調査研究

（3）鳥獣被害防止対策等の重要性についての普及啓発

（顕彰）

第11条 県は、鳥獣被害防止対策等の推進について顕著な功績があると認められる者の顕彰に努めるものとする。

（財政上の措置）

第12条 県は、鳥獣被害防止対策等を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるもの

とする。

（鳥獣被害防止対策の実施状況の公表）

第13条 知事は、毎年度、県の鳥獣被害防止対策の実施状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第57号

山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

山形県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年10月県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同条第9項」を「同条第10項」に改める。

別表第1項第2号ハ中「20人」を「15人」に改め、同号ニ中「30人」を「25人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 山形県認定こども園の認定の要件に関する条例別表第1項第2号に規定する保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の同号ハ及びニの規定は適用せず、改正前の同号ハ及びニの規定は、なおその効力を有する。

山形県青少年健全育成条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第58号

山形県青少年健全育成条例等の一部を改正する条例

（山形県青少年健全育成条例の一部改正）

第1条 山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「みだらな」を「淫らな」に改め、同条第3号中「とばく」を「賭博」に改め、同条第5号中「大麻、」を削り、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

（山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の一部改正）

第2条 山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に、「同条第4号」を「同項第4号」に、「同条第6号」を「同項第6号」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条第1項並びに第14条第1項及び第2項中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改める。

第15条第1項中「第6号」を「第5号」に改める。

第20条第1項及び第21条中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改める。

附 則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

山形県笑いで健康づくり推進条例をここに公布する。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第59号**山形県笑いで健康づくり推進条例**

県民一人一人が心身ともに健康で充実した生活を送ることは、県民の幸福にとって基本となるものである。

近年、少子高齢化の進行や疾病構造の変化等、県民の健康を取り巻く環境は変化しており、県民が明るく健康的に暮らしていくため、心身の健康づくりに取り組むことが求められている。

笑うことが健康に良いということは経験的に知られてきたところであるが、県民を対象とした研究によれば、声を出して笑う頻度が高い人は死亡のリスクが低いという結果も出ており、他にも笑いによる運動効果、心理的負担の軽減効果、他者とのつながりを豊かにする社会的な効果等が様々な研究において示されているところである。

このことから、県民一人一人が笑うことによる効果等に関心を持ち、理解を深めることで、健康の増進に生かすとともに、笑いが伝わり、笑いで人と人とがより良い関係を構築することが期待される。

家庭や職場等で笑いによる心身の健康づくりを推進することにより、明るく健康的な県民生活の実現を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、笑いによる心身の健康づくりの推進に関し、県民笑いで健康づくり推進の日を設けるとともに、県、事業者及び県民の役割を明らかにすることにより、明るく健康的な県民生活の実現に寄与することを目的とする。

（県民笑いで健康づくり推進の日）

第2条 笑いによる心身の健康づくりについて、県民の関心と理解を深めるとともに、笑いによる心身の健康づくりへの取組が積極的に行われるようにするため、県民笑いで健康づくり推進の日を設ける。

2 県民笑いで健康づくり推進の日は、毎月8日とする。

（県の役割）

第3条 県は、この条例の目的を達成するため、健康、医療、福祉等に関する団体、笑いに満ちたまちづくりに取り組む者等と連携し、県民の笑いによる心身の健康づくりに関する意識の啓発に努めるものとする。

（事業者の役割）

第4条 事業者は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、笑いに満ちた職場環境の整備等、従業員の笑いによる心身の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第5条 県民は、笑うことが健康にもたらす効果について理解を深めるとともに、1日1回は笑う等、笑いによる心身の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

（個人の意思の尊重等）

第6条 県、事業者及び県民は、この条例の実施に当たっては、個人の意思を尊重し、及びその置かれている状況に配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県誰もががんと知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第60号**山形県誰もががんと知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例の一部を改正する条例**

山形県誰もががんを知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例（平成28年12月県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「及び地域がん診療連携拠点病院」を「、地域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第61号

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例

山形県県立学校設置条例（昭和39年3月県条例第37号）の一部を次のように改正する。

本則第2号の表中	「 山形県立米沢工業高等学校 山形県立米沢商業高等学校 」	米沢市 米沢市	を
「 山形県立米沢鶴城高等学校 」	米沢市	に改める。	」

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。